

小樽市都市公園条例の一部を改正する条例（原案の概要）

国が全国一律で定めていた都市公園の設置基準、配置及び規模の基準等について地方公共団体が独自で定めることとなったため、「小樽市都市公園条例」の一部を改正し、小樽市の基準を定めます。

1 条例改正の必要性、目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、都市公園法の一部が改正され、これまで同法などで国が全国一律に定めていた都市公園及び公園施設の設置基準等を地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることになりました。

こうしたことから、本市においても、条例改正における対応について検討を進めております。

2 条例改正の主な内容と小樽市の考え方

(1) 都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

① 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

豊かな都市環境を確保していくため、定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを明らかにする必要があることから、市町村の区域内及び市街地の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準が、参酌基準として国により定められています。

本市においては、「国の基準」を参酌した結果、※「小樽市緑の基本計画(平成16年7月策定)」と整合を図り、以下のように市の基準として設定することと考えております。

・住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 域	1人当たり都市公園面積の標準			
	国の基準	小 樽 市		
		現況値 (H24.3.31)	目標値 (緑の基本計画)	市の基準(案)
小樽市の区域内 (都市計画区域内)	10㎡以上	10.0㎡	12㎡	12㎡以上
小樽市の市街地 (市街化区域内)	5㎡以上	7.5㎡	8㎡	8㎡以上

※「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

② 都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

都市公園には様々な規模・種類のものがあり、適切な規模の公園を適切な位置に配置し、その機能を最大限に発揮させる必要があります。このため、設置する目的に応じた都市公園の種別ごとに配置及び規模が参酌基準として定められています。

本市においては、国の基準を参酌した結果、以下のように基準を設定することと考えております。

・都市公園の配置及び規模の基準

公園種別	国の基準		小樽市の基準(案)	
	配置	規模	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25haを標準	国の基準と同様	国の基準と同様
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2haを標準		
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4haを標準		
総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるように配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		
運動公園				
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		

(2) 都市公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項及び施行令第6条）

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

都市公園は、本来、屋外における休息や運動等のレクリエーション活動を行う場所です。また、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善や生物多様性の確保、災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、都市公園内の建築物を必要最小限にし、オープンスペースを確保する必要があります。

このことから、建築面積の都市公園面積に対する割合が、参酌基準として定められています。

本市においては、「国の基準」を参酌した結果、以下のように基準を設定することと考えております。

・都市公園に公園施設として設けられる建築物及び特例が認められる建築物の建築面積の基準

公園施設の種別		国の基準	小樽市の基準(案)
建築物		2%	国の基準と同様
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%	国の基準と同様
	国宝、重要文化財等	20%	
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	10%	
	仮設公園施設	2%	

3 施行期日

平成25年4月1日(予定)